

社会福祉充実計画の審査の観点，方法等について

1 申請から審査承認までの流れについて（案）

(1) 社会福祉法人における計画の作成等

計画作成の対象となる法人において，次の流れ（資料3 P9のとおり）に沿って計画案を作成し，6月30日までに京都市に提出する。

- ① 社会福祉充実残額の算定
- ② 社会福祉充実計画原案の作成
- ③ 地域協議会からの意見聴取（地域公益事業を行う場合のみ）
- ④ 公認会計士・税理士等からの意見聴取
- ⑤ 評議員会の承認

(2) 所轄庁における審査承認

ア 事務局における仮審査

- 事務局（監査適正給付推進課）において，予め事務的に点検（仮審査）を行う。
- なお，仮審査の段階で，法定の要件を満たしていないなどの重大な不備が見つかった場合は，法人に修正等の指示を行う。

<仮審査の内容（案）>

- ・ 事業内容，実施期間等が法令・関係通知等に照らし，適切か。
- ・ 計画に未充当となっている充実残額がないか。
- ・ 事業種別（社会福祉事業，地域公益事業又は公益事業の別）が適切か。
- ・ 計画の策定に必要な手続（地域への意見聴取（地域公益事業が行う計画の場合），公認会計士・税理士等への意見聴取，評議員会の承認等）が適切に行われているか。 等

イ 仮審査結果を踏まえた資料の事前送付

- 仮審査の結果を取りまとめた資料を事務局から各委員に事前にお送りする。

ウ 社会福祉充実計画専門分科会における審議

- 専門分科会の当日は，仮審査の結果を取りまとめた資料に基づき，全対象法人について一括で審議を行う（法人1件毎の意見聴取は行わず，疑義等のあるものについて，質疑応答を行うことを想定）。
- 各委員からは，所轄庁が仮審査で法定の要件を満たしていると判断した計画について，専門的見地から，内容が適切かどうかなどについて御意見をいただく。

< 専門的見地（例） >

- ・ 事業内容が実現困難なものとなっていないか。
 - ・ 地域の福祉ニーズを踏まえた計画作成が行われているか。
 - ・ 事業内容に照らし、計画期間が適切なものとなっているか。 等
 - ・ 事業内容に照らし、事業費が妥当か。
 - ・ 資金計画の内容が妥当か。 等
- 会議の場において、計画内容等について法人への確認等が必要な質疑があった場合は、後日、事務局から法人に確認のうえ、全委員に回答結果を御報告する。

エ 審査承認結果の法人への通知

- 専門分科会において、所轄庁として計画の承認を行うことが適当とされた場合は、本市において承認の決定を行い、法人への通知を行う。
- なお、この際、専門分科会の意見で特に付すべきものがあった場合は、併せて法人に通知する。

2 専門分科会の開催等について（案）

- 専門分科会の開催時期については、法人からの提出状況も踏まえ、提出期限の平成29年6月末の前後で2回程度とすることを予定している。
 - ※ 平成29年度における対象見込件数は、概ね40件程度と想定
- なお、法人からの計画の申請については、複数年度にまたがる計画の場合、初年度のみ（ただし、軽微なものを除き、変更がある場合は、変更申請が必要）となり、平成30年度以降は申請件数が減少することも想定されるため、次年度以降の開催方法については、改めてお諮りする。
- この専門分科会においては、計画の承認審査に加え、今後の社会福祉法人のあり方についても御意見をいただくこととしたい。